「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 (ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)」 に係る公募 質問回答集

No.	項目	質問	回答
1	助成事業の内容	本公募では、どのようなものが提案の対象となる か。	公募要領P. 2、P. 3記載のとおり、以下の要件を満たす必要があります。 ・人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術開発であること。人工衛星等には人工衛星や、ロケット、宇宙探査の構成システム(拠点、ランダ、ローバ等)を含む。 また、部品・コンポーネントには人工衛星等の開発・運用に関するプログラムやソフトウェアを含む。 ・事業期間終了後、概ね3年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。 ・研究開発内容に新規性、研究開発要素を有していること。
2	助成事業の内容	応募資格を教えてほしい。	公募要領P.3、P.4をご確認願います。 日本に登記されている中小企業、中堅企業等であって、当該助成事 業者が本提案に係る主たる技術開発のための拠点を日本国内に有す ることが必要ですが、他にも満たすべき要件がありますので、公募 要領をご確認願います。 大企業、みなし大企業、財団法人、社団法人、NPO法人等は応募資 格対象外となります。
3	研究開発の体制等	共同研究契約の締結に基づく研究分担を実施する 場合、共同研究先について制限はあるか。	共同研究契約の締結に基づく研究分担を実施する場合、共同研究先は国内の大学・公的研究機関・高専と契約締結することが可能です。審査の過程で、共同研究先として相応しいか判断するものとなります。また、海外機関及び国内の民間企業への共同研究費の計上は認められません。
4	研究開発の体制等	事業実施期間中に、共同研究機関、協力機関の変 更を行うことは可能か。	可能です。該当する内容をまとめた上で「助成事業計画変更承認申請書」をご提出いただき、NEDOの承認を経て変更の効力が発生することとなります。下記もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100918228.pdf
5	研究開発の体制等	研究開発の実施場所で社員とオフィスが決まり次 第更新の予定がある場合の記載方法。	現在までの経緯とオフィスが決定する予定時期を簡潔に追記してください。
6	研究開発の体制等	主任研究員について、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に登録する必要があるのか。	公募要領P.9、P.10記載のとおり、本公募においては、応募時まで ICe-Radに研究者が登録されていることが必要となります。ただ し、e-Radに登録いただいた研究者と、申請書に記載いただく主任 研究員が同一人物である必要はありません。
7	研究開発の体制等	共同研究先の検査はどうするのか?	共同研究契約に基づく共同研究費はNEDOの検査対象とならず、共同研究先からの経費発生調書(又は決算報告書・収支報告書)をもとに、事業者で検査を行っていただくことになります。積算にあたっては、共同研究先で計上される内訳(支出計画)に基づき共同研究費を計上してください。なお、経費発生調書の確認については、NEDOが行う検査と同等の精度(各購入品のエビデンス、人件費の勤務記録等の確認)で実施してもらいます。また、内容によっては共同研究先にNEDOが直接検査に伺うこともあります。
8	研究開発の内容等	過去にNEDOを含む機関からの交付金受給を受けている場合、本公募に応募することは可能か。	過去に交付金受給を受けた事業が、本公募で応募を検討されている 内容と全く同一の研究開発、研究内容でなければ、ご申請いただく ことは可能です。申請書に、過去に交付金受給を受けた内容及び本 申請との差異をご記入ください。
9	研究開発の内容等	提案書 13.その他 キーワードについて、どのよう な単語を記載すればよいか。	研究開発における詳細な技術分野や技術名、マーケットの分野等に ついてご記入ください。
10	研究開発の内容等		公開範囲は外部の評価者までとなり、一般的に公表されることはありません。なお、採択された事業については、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。
11	助成事業に要する資金及び 費用の内訳 (機械装置費)		対象となりません。また、本件に限らず、購入した物品、契約締結 済の外注等、助成事業開始より前に発生した費用については、助成 対象となりません。

12	助成事業に要する資金及び費用の内訳(労務費)		労務費の計算にあたっては、下記資料をもとに健保等級に基づく労務費単価を算出した上で計上ください(不明な場合は概算で算出ください)。 https://www.nedo.go.jp/content/100918238.pdf
13	助成事業に要する資金及び 費用の内訳(労務費)	申請時において、新卒で入社する社員を研究員として登録することは可能か。健保等級に基づく労務費単価についてはどのように考えればよいか。	可能です。労務費単価については、健保等級が決定される前の従業 員については、資格取得決定時の算出に基づく標準報酬月額を適用 するものと思われます。実際は、各事業者様の規定に基づき、適切 な価格を算出ください。
14	助成事業に要する資金及び費用の内訳(労務費)	研究員・補助員を分けて申請するが、採択後、研究員が予定通り採用が進まなかった場合、事業進行途中で研究員費用を補助員に振り分けることは可能か?	採択決定後、研究員費分の労務費を補助員費分に振り分けることは可能です。なお、研究員の変更が生じた場合は、「助成事業計画変更届出書」をご提出いただく必要があります。以下もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100918228.pdf
15	助成事業に要する資金及び費用の内訳(外注費)	第三者が保有する特許の許諾を受ける場合、許諾に要する費用は助成対象となるか。また、特許出願に要する費用を外注する場合、外注費は助成対象となるか。	双方とも、対象となりません。
16	助成事業に要する資金及び 費用の内訳(学会等参加 費、アウトリーチ活動費)	うための費用は助成対象となるか。また、展示会	助成事業の実施に必要な知識等の交換のための学会等への参加費は 助成対象となります。また、「国民との科学・技術対話」の推進に 基づいて行う助成業務に係る成果展示等の経費(アウトリーチ活動 費)も対象となります。下記もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100918239.pdf (P.82)